

改正SOLAS条約を踏まえた 国際海上輸出コンテナ総重量確定制度 (日本における制度概要)

海事局検査測度課
危険物輸送対策室

平成29年10月

国際海上輸出に係るコンテナ総重量確定の明確化

背景・必要性

コンテナ船の急速な大型化

- ・コンテナ貨物の総重量の誤申告に起因すると思われる荷崩れ事故発生
- ・2017年に2万個積メガコンテナ船が就航予定

IMO(国際海事機関)における規制強化



コンテナ荷崩れ

- ・2014年11月 コンテナ重量確定方法の明確化を内容とするSOLAS条約の改正採択(→2016年7月発効)

【改正内容】

- コンテナに収納して貨物を運送する場合、荷送人はコンテナの総重量を確認し、船長に報告しなければならない。
- コンテナの総重量の計測方法は以下のいずれかの方法による。

方法① 重量測定



方法② コンテナ内貨物等と自重の合計を算出



貨物

+



パレット等固定材

+



自重

国が決定した計測方法、承認方法等「コンテナ重量検証の構築」が必要

対応

輸出コンテナの重量計測を確実なものとするための制度構築

制度構築にあたっての留意点

- 国際コンテナ物流の円滑化を阻害しない**実効性のある制度構築**が必要。(日本の輸出コンテナ取扱量は年間900万TEU)
- 将来的にはポートステートコントロール(PSC)の対象になることも想定されることから、我が国で積付けを行った船舶が諸外国で入港を拒否されることなどがないよう**国際的に調和した認証制度の構築**が必要。

SOLAS条約(海上人命安全条約)の改正内容

現行規定

1. 荷送人は、以下の内容を含む貨物情報を含む資料を船長(又は代理人)に提供。
⇒○貨物の概要○貨物又は貨物ユニットの総重量○運送に関連する貨物の特性
2. 荷送人は、船積み前に貨物ユニットの総重量が船積書類に記載されているものと一致することを確認。

改正内容

上記現行規定に、以下の内容を追加

3. 荷送人は、コンテナ貨物については、以下の2通りの方法で総重量を証明。
A: 調整・証明済み装置を用い、実入りコンテナの総重量を計測
B: 国が承認した方法により、コンテナの自重・貨物・パレット等の重量を足し合わせ
4. 荷送人は、上記方法で計測されたコンテナ総重量の船積書類への記載を確認
5. 荷送人からコンテナ総重量の情報提供がなく、船長(その代理人)及びターミナル代表者がコンテナ総重量を入手していない場合は、当該コンテナの船積禁止。

国内対応

総重量把握の**手順**と**伝達手法**の明確化  荷送人等による**手順書の作成**と**届出・登録**

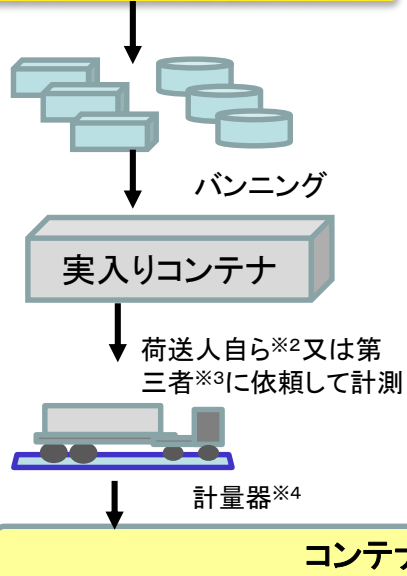
・上記、条約の改正内容について、船舶安全法体系の省令改正(危険物船舶運送及び貯蔵規則と特殊貨物船舶運送規則)及び告示制定により担保(平成28年4月公布)

重量確定を行う者の取り組み

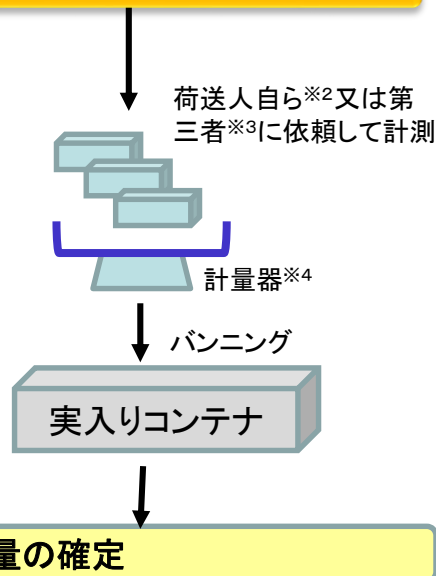
重量確定方法

荷送人※1は次の2つのいずれかの方法でコンテナ総重量を確定する

方法1. 総重量を計測



方法2. 足し合わせて算出



各コンテナ内に梱包する物(貨物品、パレット、固定材等)の重量を個別に計量し、その合計に、コンテナの自重を加算

※1 船社との間で運送契約を締結した者。メーカーや商社、フォワーダーなどが該当する。

※2 自らコンテナ総重量を確定させる荷送人は、予め国土交通大臣へ届出【届出荷送人】

※3 荷送人に代わり重量確定を行う第三者は、国土交通大臣の登録を受けた者。【登録確定事業者】

※4 以下のいずれかを満たすもの
 ①計量法に基づく特定計量器
 ②適切に調整・点検され、器差が±5%の範囲内である計量器

届出・登録制度

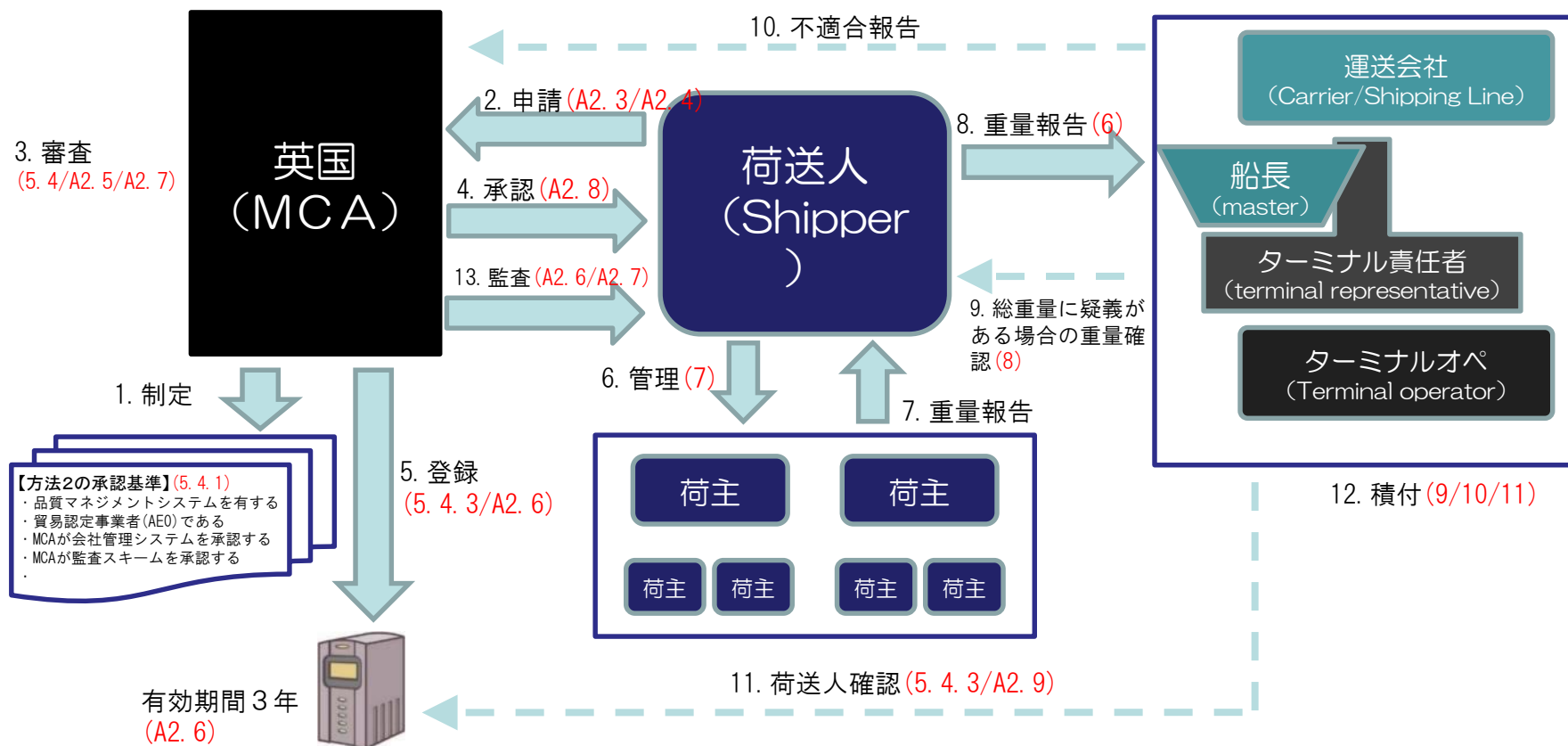
輸出コンテナの総重量を自ら確定する荷送人※1や、荷送人に代わり委託を受けて総重量を確定する者※2は、法令等で定められた方法により実施することを担保するため、業務実施手順書を整備し、**予め届出・登録を実施。**

※1:届出荷送人…3, 659者

※2:登録確定事業者…1, 443者 (H29年9月末時点)

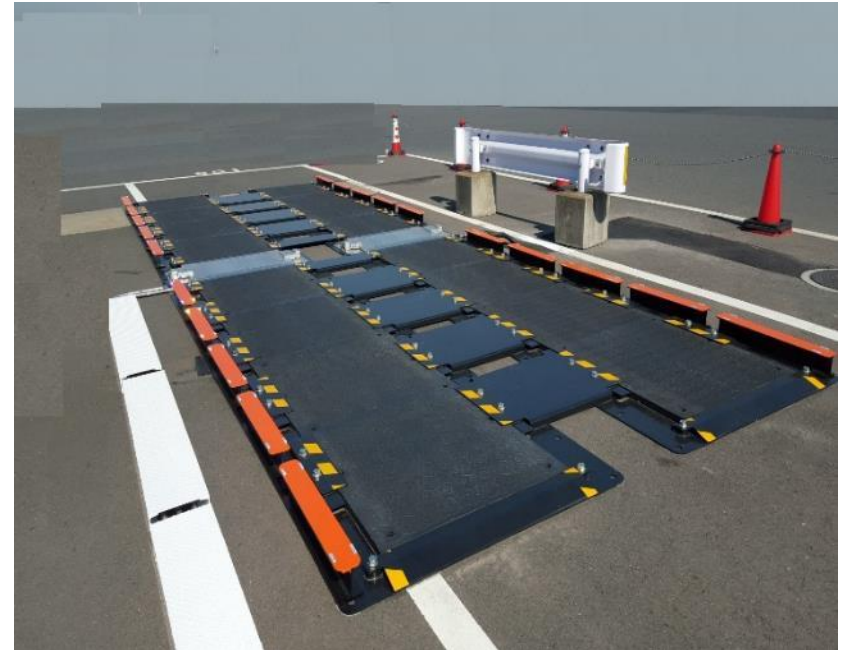
英国の方法②承認制度の概要

- 荷送人等に対し、認証されたマネジメントシステム (AEO, ISO9001 等) を有すること、その他に英国の本件所管官庁である MCA (Maritime & Coastguard Agency) に承認された認証スキームによる認証を有することが条件
- 荷送人等は、**重量測定方法、測定機器、計測者の教育訓練などに関する書類**にマネジメントシステムの認証書のコピーを貼付してMCAに申請
- 上記マネジメントシステムの認証を有していない場合は、MCAが当該事業者の現地調査を実施
- 審査の後、荷送人等はMCAが管理するデータベースに登録され、**認証された測定方法によりコンテナの重量測定を実施**
- データはサプライチェーンの関係者に提供され、**問題が発覚した場合、当該事業者は改善されるまでの間、データベースから削除され、その間は方法①によるコンテナ重量測定を行わなければならない**





ピット式トラックスケール



軸重計

方法2で使用できる特定計量器の例



電気抵抗線式はかり



電子天びん



台手動はかり



電磁式はかり



クレーンスケール



バースケール
(電気抵抗線式はかり)



組合せはかり



オートチェッカー
コンベヤスケール



充てん式自動はかり

- ① 計測・算出方法に関する事項
- ② 計量器の性能の確保に関する事項
- ③ コンテナ総重量を記した船積書類等に署名する者に関する事項
- ④ 確定したコンテナ総重量の船社又はコンテナヤード責任者への伝達に関する事項
- ⑤ 自ら計測しない貨物品等に関する事項
- ⑥ 計測・算出の記録の保管に関する事項
- ⑦ 計測等の依頼に関する事項
- ⑧ その他必要な事項
- ⑨ 上記①から⑧の点検方法

【届出事項】

① 名称及び住所並びに代表者の氏名及び法人番号

② 届出者に関する事項

1) 業務の種類及び概要

2) 届出に係る担当部門の責任者の氏名及び職名

3) 総重量を確定させる業務を行う事業所の所在地及び名称

4) コンテナ総重量の確定方法の区分

なお、複数の事業所等を有する法人にあっては、法人単位での届出であっても、事業所等单位での届出でも構いません。

【添付書類】

① 現在事項が証明できる登記事項証明書

② 業務実施手順書を備えていることを証明する書類

(実施方法を記した文書の届出書への添付は必要としない。文書名、文書番号、作成日等を記した書類を届出書に添付する。)

「届出荷送人」になろうとする皆様の手続き

届出書	第e1号様式に必要事項を入力の上、 <u>Excelファイルのまま</u> 、電子メールに添付	<u>第e1号様式(Excel)</u>	記載事項はガイドライン2.4参照して下さい。 法人番号はマイナンバー(13桁)です。
届出書の添付書類	1. 現在事項が証明できる登記事項証明書	—	コピー可 3.を提出の場合、省略できます。
	2. 業務実施手順書を備えていることを証明する書類	<u>雛形1 (Word)</u>	<u>業務手順書(手順書例(提出不要))の記載内容についてはガイドライン2.2を参照して下さい。</u>
	3. 品質マネジメントシステム(ISO9001)取得していることを証する書類の写し、又はAEO輸出者として税関長の承認を得ていることを証する書類の写し	—	一部書類等を省略される方で、ISO9001認証またはAEO輸出者の承認を得ている場合のみ

申請者に関する事項			代表者に関する事項		業務の種類及び概要	届出に係る担当部門の責任者			
名称又は氏名	住所	法人番号	役職	氏名		氏名	職名	電話連絡先	電子メールアドレス
(記載例) 国土交通株式会社	東京都千代田区霞が関2-1-3	9999999999999	代表取締役社長	〇〇 △△	(例)自動車輸送、鉄道利用輸送、海上輸送、船舶利用輸送、利用航空輸送、倉庫、旅行、通関、重量品・プラントの輸送・建設、特殊輸送、情報処理・解析などの物流事業全般及び関連事業	〇〇 △△	物流部長	〇〇-〇〇〇 -〇〇〇〇	XXXX@YYYY.co.jp

コンテナ総重量の確定方法		コンテナ総重量を確定させる業務を行う事業所				
方法1	方法2	名称所在地.1	名称所在地.2	名称所在地.3	名称所在地.4	(以降適宜追加)
○	○	〇〇県〇〇市〇〇区〇〇△丁目△△-△△	〇〇県〇〇市〇〇区〇〇△丁目△△-△△	〇〇県〇〇市〇〇区〇〇△丁目△△-△△		

業務実施手順書を備えていることを証明する書類(記載例その1)

既に社内規程、手順書、マニュアル等を整備しており、要求手順を満足する場合

要求される手順	文書名	文書番号	作成日 (更新日)
① 計測・算出方法に関する事項	A社-貨物出荷マニュアル	A-2016-01	2016.6.1
② 計量器の性能の確保に関する事項	A社-物品管理規程	A-2016-02	2016/6/1
③ コンテナ総重量を記した船積書類等に署名する者に関する事項	A社-工場出荷手順書	A-2014-03	2014.4.1
④ 確定したコンテナ総重量の船社又はコンテナヤード責任者への伝達に関する事項			
⑤ 自ら計測しない貨物品等に関する事項	A社-入荷貨物確認手順書	A-2015-04	2014.4.1
⑥ 計測・算出の記録の保管に関する事項	A社-文書管理規則	A-2014-07	2014.5.1
⑦ 計測等の依頼に関する事項	A社-外注規程	A-2014-08	2014.5.1
⑧ その他必要な事項	該当なし		
⑨ 上記①から⑧の点検方法(外部監査、内部監査等)に関する事項	A社-内部監査規程	A-2014-10	2014.10.1

雛形等を参考に、新たにコンテナ総重量を確定するための手順書を作成する場合

要求される手順	文書名	文書番号	作成日 (更新日)
① 計測・算出方法に関する事項	B社-コンテナ総重量算出規程	B-2016-01	2016.6.10
② 計量器の性能の確保に関する事項			
③コンテナ総重量を記した船積書類等に署名する者に関する事項			
④確定したコンテナ総重量の船社又はコンテナヤード責任者への伝達に関する事項			
⑤自ら計測しない貨物品等に関する事項			
⑥計測・算出の記録の保管に関する事項			
⑦ 計測等の依頼に関する事項			
⑧ その他必要な事項			
⑨上記①から⑧の点検方法（外部監査、内部監査等）に関する事項			

上記フォーマットの「証明する書類」ではなく手順書そのものを添付して頂いても結構です。

【申請事項】

- ① 名称及び住所並びに代表者の氏名及び法人番号
- ② 総重量を確定させる業務を行う事業所の所在地及び名称
- ③ 登録に係る担当部門の責任者の氏名及び職名
- ④ コンテナ総重量の確定方法の区分

【添付書類】

- ① 定款及び登記事項証明書
- ② 役員の氏名及び経歴を記載した書類
- ③ 方法1によるコンテナ総重量確定業務に用いる計量器に関する事項を記載した書類
- ④ コンテナ総重量確定業務を行う者の氏名を記載した書類
- ⑤ コンテナ総重量確定業務を行う者が、確定業務に関する知識・経験を有する者であることを証明する書類
- ⑥ 業務実施手順書
- ⑦ 検量事業者、海貨事業者、貨物利用運送事業者であることを証する書類の写し(許可等を受けている場合に限る)
- ⑧ 関係法令に抵触しないことを証明する書類

注) アンダーライン: ISO9001取得者は免除

「登録確定事業者」になろうとする皆様の手続き

登録申請書	第e4号様式に必要な事項を入力の上、Excelファイルのまま、電子メールに添付	第e4号様式 (Excel)	記載事項はガイドライン6.4を参照して下さい。 法人番号はマイナンバー(13桁)です。
登録の申請書の添付書類 (ガイドライン6.5参照)	1. 定款及び登記事項証明書	—	コピー可 9を提出の場合、省略できます。
	2. 役員の氏名及び経歴を記載した書類	—	9を提出の場合、省略できます。
	3. 方法1によりコンテナ総重量を確定させる業務に用いる計量器の名称、数量、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書類	—	方法2の場合は省略できます。
	4. コンテナ総重量を確定させる業務を行う者の氏名を記載した書類	—	5.で確定業務に関する知識・経験を有する者であることを証明された全ての者の氏名 9を提出の場合、省略できます。
	5. コンテナ総重量を確定させる業務を行う者が、確定業務に関する知識・経験を有することを証明する書類 (業務に関する教育・訓練を受けた記録の写し、代表者の宣誓書等)	雛形2 (Word)	雛形2は一例であり、この様式の限りではありません。 [9]を提出の場合、省略できます。
	6. コンテナ総重量を確定させる業務に係る業務実施手順書	手順書例 (Word)	業務手順書の記載内容についてはガイドライン6.6を参照して下さい。

7. 次の許可等を得ている者にあつては、それを証明する書類の写し ・港湾運送事業法によるコンテナ貨物の検量事業を行う者として国土交通大臣に許可された者 ・港湾運送事業法による一般港湾運送事業者のうち、海貨事業者として国土交通大臣に許可された者 ・荷送人等との契約に基づき重量を確定する貨物利用運送事業法による貨物利用運送事業を行う者として国土交通大臣の登録を受けた者又は許可された者(国土交通大臣により許可を受けたとみなされる者を含む)	—	7.にあてはまる許可等を得ている場合のみ、添付して下さい。
8. 港湾運送事業法等関係法令に抵触しないことを証明する書類 (港湾運送事業法及びその関係法令に抵触しない範囲内でコンテナ総重量を確定させる業務を実施する旨の代表者の宣誓書)	雛形3 (Word)	雛形3は一例であり、この様式の限りではありません。
9. 品質マネジメントシステム (ISO9001) 取得していることを証明する書類の写し	—	一部書類等を省略される方で、ISO9001認証を得ている場合のみ

届出荷送人・登録確定事業者に実施していただく事項

コンテナ重量報告について、以下の行為が追加で必要となります。

届出荷送人

登録確定事業者

①手順書

①手順書

コンテナ総重量確定業務実施手順書を作成し事務所へ
備え置き(登録の場合は申請時に提出)

②届出

②登録

自ら重量を確定する荷送人として国土交通省へ届出
荷送人の代わりに重量確定を行う第三者として登録

③サイン

③サイン

船社等の指示に従い、船長等へ提供するコンテナ総重量
情報(VGM)に責任者の署名(手書きの必要はなく、会社名でも可)
を付すこと(大文字アルファベットの併記が望ましい)

コンテナ総重量確定者とVGMの流れ

